

談合情報取扱要綱

平成 13 年 10 月 1 日

13 新総財第 551 号

第 1 目的

この要綱は、区発注の契約に係る談合情報に関する取り扱いを定め、もって区が締結する契約に関し、公正な競争を確保することを目的とする。

第 2 適用範囲

この要綱は、区が発注するすべての契約に適用する。

第 3 契約不正行為等防止委員会の設置

- 1 区長は、談合情報に的確に対応するため、新宿区契約不正行為等防止委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 2 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長及び委員は、新宿区指名業者選定等委員会の委員長及び委員をもって充てる。
- 4 委員会は、委員長が招集する。
- 5 委員長は、特に必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。
- 6 委員会は、談合情報に関する調査の必要性の有無、入札執行、契約締結及び契約解除の是非を審議する。

第 4 談合情報に対する取扱

談合情報に対する取扱いは、(1)入札執行前に当該情報を受けたとき、(2)入札後だが契約締結前に受けたとき、(3)契約締結後に受けたときの場合に分けて定める。

第 5 入札執行前に談合情報を受けたときの取扱い

1 談合情報に関する調査の必要性の判断

(1) 委員会への付議

総務部契約管財課長（以下、「契約管財課長」という。）は、区発注の契約について談合情報を受付たときは、当該情報の調査の必要性について別記様式 1 により、委員会に付議しなければならない。

なお、入札予定日時までの時間が少なく、委員会に付議する余裕がない緊急の場合は、契約管財課長は総務部長へ当該情報を報告するものとする。

(2) 委員会の審議

委員会または総務部長は、契約管財課長から(1)により付議されたときは、情報の提供者が明確か、具体的な談合の内容が示されているか等から情報の信憑性を点検し、調査の必要があるか否かについて審議しなければならない。

2 事情聴取

契約管財課長は、談合情報について委員会または総務部長から調査の必要があると認められたときは、当該入札に参加しようとする者（以下「入札等参加予定者」という。）のうち、事情を聴取する必要があると認められるものから事情を聴取しなければならない。

3 入札執行の是非の判断

(1) 委員会への付議

契約管財課長は、2の事情聴取を終了したときは、入札執行の是非について別記様式1により委員会へ付議しなければならない。

なお、入札予定日時までの時間が少なく、委員会に付議する余裕がない緊急の場合は、契約管財課長は総務部長へ2の事情聴取の内容を報告するものとする。

(2) 委員会の審議

委員会または総務部長は、契約管財課長から(1)により付議されたときは、明らかに談合の事実があったと認められるかどうか審議し、入札執行の是非について判断しなければならない。

4 誓約書の徴取及び入札の執行

(1) 契約管財課長は、委員会または総務部長が入札を執行して差し支えないと判断したときは、必要と認められる入札等参加予定者から誓約書を徴取するとともに、入札執行後 談合等の事実が明らかになった場合は入札を無効にする旨の注意を促した上で、入札を執行する。

(2) この場合、入札等参加予定者に対し、入札書と同時に積算内訳の提出を求め内容を審査する。

(3) 積算内訳の内容の審査において、明らかに談合等の事実があったと認められる証拠を得た場合は、5により入札の取止めしなければならない。

5 入札の取止め

契約管財課長は、委員会または総務部長が入札を執行すべきでない判断したとき、または4の(3)により明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合は、新宿区指名競争入札参加者心得第16条を適用し、入札を取り止めなければならない。

6 委員会への結果報告

契約管財課長は、談合情報に対する処理結果を別紙様式1により委員会へ報告しなければならない。

7 公正取引委員会等への連絡

契約管財課長は、調査を行った談合情報が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為に該当すると認められた場合は、別紙様式2により公正取引委員会へ連絡するとともに、必要に応じて警察署へ連絡する。

第6 入札後、契約締結前に談合情報を受けたときの取扱い

1 談合情報に関する調査の必要性の判断

(1) 委員会への付議

契約管財課長は、区発注の契約について談合情報を受付たときは、当該情報の調査の必要性について別記様式1により、委員会に付議しなければならない。

なお、委員会に付議する時間的余裕がない緊急の場合は、契約管財課長は総務部長へ当該情報を報告するものとする。

(2) 委員会の審議

委員会または総務部長は、契約管財課長から(1)により付議されたときは、情報の提供者が明確か、具体的な談合の内容が示されているか等から情報の信憑性を点検し、調査の必要があるか否かについて審議しなければならない。

2 事情聴取

契約管財課長は、談合情報について委員会または総務部長から調査の必要があると認められたときは、当該入札に参加した者（以下「入札等参加者」という。）のうち、事情を聴取する必要があると認められるものから事情を聴取しなければならない。

3 契約締結の是非の判断

(1) 委員会への付議

契約管財課長は、2の事情聴取を終了したときは、契約締結の是非について別記様式1により委員会へ付議しなければならない。

なお、委員会に付議する時間的余裕がない緊急の場合は、契約管財課長は総務部長へ2の事情聴取の内容を報告するものとする。

(2) 委員会の審議

委員会または総務部長は、契約管財課長から(1)により付議されたときは、明らかに談合の事実があったと認められるかどうか審議し、契約締結の是非について判断しなければならない。

4 誓約書の徴取及び契約締結

契約管財課長は、委員会または総務部長が契約締結を行って差し支えないと判断したときは、必要と認められる入札等参加者から誓約書を徴取するとともに、契約締結後談合等の事実が明らかになった場合は契約を解除することがある旨の注意を促した上で、落札者と契約を締結する。

5 契約締結の取止め

契約管財課長は、委員会または総務部長が契約締結を行うべきでないと判断したときは、新宿区指名競争入札参加者心得第15条を適用し、入札を無効とし、契約締結を取り止めなければならない。

6 委員会への結果報告

契約管財課長は、談合情報に対する処理結果を別記様式1により委員会へ報告しなければならない。

7 公正取引委員会等への連絡

契約管財課長は、調査を行った談合情報が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為に該当すると認められた場合は、別記様式2により公正取引委員会へ連絡するとともに、必要に応じて警察署へ連絡する。

第7 契約締結後に談合情報を受けたときの取扱い

1 談合情報に関する調査の必要性の判断

(1) 委員会への付議

契約管財課長は、区発注の契約について談合情報等を受付たときは、当該情報の調査の必要性について別記様式1により、委員会に付議しなければならない。

(2) 委員会の審議

委員会は、契約締結権者から(1)により付議されたときは、情報の提供者が明確か、具体的な談合の内容が示されているか等から情報の信憑性を点検し、調査の必要があるか否かについて審議しなければならない。

2 事情聴取

契約管財課長は、談合情報について委員会で調査の必要があると認められたときは、当該契約の相手方及び入札等参加者のうち、事情を聴取する必要があると認められるものから事情を聴取しなければならない。

3 契約解除の是非の判断

(1) 委員会への付議

契約管財課長は、2の事情聴取を終了したときは、契約解除の是非について別記様式1により委員会へ付議しなければならない。

(2) 委員会の審議

委員会は、契約管財課長から(1)により付議されたときは、明らかに談合の事実があったと認められる証拠の有無により、契約解除の是非について判断しなければならない。

4 誓約書の徴取及び契約の履行の継続

契約管財課長は、委員会が契約の履行を継続して差し支えないと判断したときは、当該契約の相手方及び入札等参加者から誓約書を徴取するとともに、これ以後談合等の事実明らかになった場合は契約を解除することがある旨の注意を促した上で、契約の履行を継続する。

5 契約の解除

契約管財課長は、委員会が契約の履行を継続すべきでないと判断したときは、契約の相手方と協議の上、契約を解除することができる。

6 委員会への結果報告

契約管財課長は、談合情報に対する処理結果を別記様式1により委員会へ報告しなければならない。

7 公正取引委員会等への連絡

契約管財課長は、調査を行った談合情報が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為に該当すると認められた場合は、別記様式2により公正取引委員会へ連絡するとともに、必要に応じて警察署へ連絡する。

第8 その他

この要綱に定めるもののほか、談合情報の取扱いに関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。